

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年1月12日（水）午後1時26分～午後2時27分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、星野(妙)、高柳、大東、野村各委員
- 4 説明者 矢代健康福祉部長、永井社会福祉課長、金子子ども課長、  
武井国保年金課長、大嶋介護高齢課長、齋藤健康課長
- 5 事務局 小菅事務局長、新井議事係長
- 6 議 事 (1) 健康福祉部各課の所管・調査事項報告  
(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換  
(3) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換  
(4) 調査事項  
(5) 今後の日程について

### 7 会議の概要

(1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

本日は、市民部からの報告はないので、次第(1)健康福祉部各課の所管事項報告に入る。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について報告願う。

(永井社会福祉課長説明)

#### ア 社会福祉課

##### ・所管事項報告

##### 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

○社会福祉課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてだが、資料3ページに基づき報告する。なお、まだ不確定なところもあるので、その点をお含み置きいただきたい。

まず、1の対象者は、12月に説明した内容と変更はない。

2の給付見込世帯数だが、住民税非課税世帯は、5,450世帯を見込んでいる。家計急変世帯は、把握できる方法はないのだが、200世帯を見込んでいる。

3の申請方法と4の申請権者は、12月に説明した内容と変更はない。

5の今後の予定だが、確認書の送付及び家計急変世帯の受付開始を2月中旬で予定しているが、少しでも早くできるようにしたいと考えている。最終受付は、9月30日。

6の基準日、7の給付額についてだが、12月に説明した内容と変更はない。

8の周知方法だが、前回の委員会では、社会福祉課、社会福祉協議会、ハローワーク沼田にリーフレットを置く予定と伝えたが、それ以外に市のホームページ、回覧でも周知したいと考えている。また、非課税世帯には、支給案内と確認書を送付することで周知できるが、申請が必要となる家計急変世帯には、少しでも多く方にこの制度が目にとまるよう白沢・利根の両支所、コミュニティセンター、NPO法人にも協力を願い、リーフレットを設置したいと考えている。

最後に、予算についてだが、先の全員協議会でも触れたが、専決処分により補正予算計上をさせていただきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。大東委員。

○大東委員 全員協議会でも説明をいただいたと思うが、改めて聞きたい。家計急変世帯は、どのくらいの収入の減があったかなど対象としてどういう人を考えているのか。

○社会福祉課長 令和3年1月以降の収入状況がコロナの影響を受けて、非課税世帯同等の収入になった場合、一か月の収入が一定の収入以下になった場合は、家計急変世帯ということで、非課税世帯ではなくてもこの給付金の対象になってくるものである。

○大東委員 対象者についてはわかった。それで、多分周知がされると、相談や申請に来る方がいると思うが、結果として該当しない方も出てくると思う。やはり、該当しなくても、その人にとっては生活が苦しくなっているわけだから、この給付金の対象にならないにしても、何らかの生活支援が受けられるような情報提供やサービスの紹介など、そういう相談に乗るとか、制度の紹介だとか、そういうことも併せて対応をしていく必要があると思う。その辺について、社会福祉課としてはどのように考え、対応しようとしているのか。

○社会福祉課長 この制度に該当しなかった場合、その人の生活の実状に応じて、保護係、自立支援機関などにつながり方もあろうかと思う。その内容によっては、他の方法を考えていかななくてはならないこともあろうかと思うので、その人の相談内容や状況に応じた対応になろうかと思う。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 関連してだが、申込期限が9月30日ということだから、ざっくりいくと納税通知書で非課税に今回なると、去年から随分コロナで苦しくなってしまったと、その時初めて気がつく方もいるのではないかと思っている。そういう点では、納税通知書は6月頃なので、その頃もう一つ山場になると考えて対応を考えているのかどうか。

○社会福祉課長 まず、この基準日が12月10日である。その段階での世帯がどうなのかということが基準になる。その段階で令和3年度の住民税が非課税世帯については、当然のことながら対象になるわけだが、そうでない方については、家計急変世帯の対象となるかどうかポイントになる。家計急変世帯については、6月頃に今年度の収入が非課税になるかどうか確定するが、それ以前については、一か月の収入が一定の収入以下であれば、家計急変になったという判断をする。これを過ぎた場合は、非課税であるかどうかということが判断のポイントになってこようかと思われる。であるから、6月を境に判断方法が変わるということであり、12月10日の段階でどうなのかということであるので、お含みいただきたい。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

（金子子ども課長説明）

イ 子ども課

・所管事項報告

1 令和4年度保育関係施設利用調整状況について

- 2 未来のライフデザイン啓発事業「ハタチからの参考書」について
- 3 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金について

○子ども課長 資料4ページをご覧ください。まず、1 令和4年度保育関係施設利用調整状況について説明する。

令和4年度の入園申込みについて、今年度は、9月1日から10月15日までの第1次受付分について利用調整を行い、12月13日付で保護者あてに通知をした。

第1次受付の利用調整の状況については、次の5ページをご覧ください。上の表は園別の状況、下の表は年齢別の状況となっている。11月の委員会では、申込み状況を報告させていただいたが、各園における受入可能人数が限られていることから、受入可能人数を超えた園については利用調整を行っている。

利用調整は、保護者には入園申込みの際に第1希望から第3希望まで記載していただいております。第1希望で受入可能人数を超えた園を希望された場合は、第2、第3希望の園を案内させていただき、了解いただいた後に、決定している。ただし、どうしても特定の園を希望し、第2希望以降の園の入園を辞退され、申込みをキャンセルする方もおり、入園予定人数が申込みの総数より若干少なくなる結果となっているが、第1次調整の結果、現在のところ、待機児童はいない。第2次以降の申込みについては、現在、28人の入園希望があり、随時調整を行っているところである。

次に、2 未来のライフデザイン啓発事業「ハタチからの参考書」についてだが、子育て中の世代から若い世代へ伝えたいこと、地元で働いている先輩からのメッセージ、出産経験者や助産師さんによる出産とキャリアに関する知識などの内容を掲載し、新成人の方が自らのライフデザインを描くための情報提供を行うために、以前は冊子を作成し、成人式で配布をしていたが、昨年より動画に切り替え、成人式の会場で開会前にその動画を上映しPRを行い、新成人に見ていただくようにした。

およそ15分程度の動画で、本日配付した名刺大のPR用紙にQRコードが印刷されているので、スマホでQRコードを読み込むとYouTube動画が見られるようになっている。また、沼田市のホームページの沼田市公式YouTubeチャンネルの動画でも見られるので、ぜひご覧ください。

次に、3 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金についてだが、おかげさまで専決処分対応により、12月22日に令和3年9月分の児童手当本則給付対象者2,507世帯、4,664人に一括10万円の給付を行った。

平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの児童、いわゆる16歳から18歳までの高校生及び公務員の対象者の方については、1月7日に案内通知を1,008世帯、1,340人に発送し、1月11日から申請を受け付けている。

○委員長 説明が終わった。子ども課の報告に対して、質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 質疑ではないが、大変忙しい中、全員協議会で説明されたことを各課連携して、22日に支給になったということに対して、敬意を表したい。ご苦労様でした。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で子ども課を終了する。

次に、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

(武井国保年金課長説明)

ウ 国保年金課

・所管事項報告

1 後期高齢者医療自己負担2割の施行期日について

○国保年金課長 資料6ページをご覧ください。後期高齢者医療自己負担2割区分の施行期日についてだが、昨年6月委員会の調査事項として後期高齢者2割負担関連について説明した際に施行日を令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間としていたが、令和4年1月4日に政令が公布され、令和4年10月1日から一定以上の所得がある後期高齢者の自己負担を2割に引き上げることが決定された。

被保険者それぞれの自己負担割合は、被保険者証に記載されているが、施行日が10月になったことにより、令和4年度は、8月1日の被保険者証の一斉更新では、現行制度の負担割合1割と3割が記載された被保険者証を全員に交付する。その後、改正後の負担割合1割、2割、3割が記載された被保険証を10月に全員に再度交付することとしている。

また、負担割合の引き上げにより、長期頻回受診者の負担が増えることを考慮し、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間に限り、外来療養に係る高額療養費の支給に対して、算定基準額の特例を設け、月間の負担増加額を3千円に抑える措置が行われる。例えば、1か月5万円の外来診療の医療費がかかった場合、1割負担の時は5千円だが、2割負担になった場合は自己負担が1万円になる。負担が倍になるが、1か月の負担増を3千円に抑制するため、差額となる2千円を高額療養費の制度を使い、払い戻される。詳しい運用の事務通知はないが、高額療養費の支払いを円滑に行うため、2割負担になった方には事前に振込口座の登録をしていただく予定となっている。

なお、相談窓口として、国設置の後期高齢者窓口負担割合コールセンターが1月4日から運用を開始している。こちらは3ヶ月間の期間限定となるが、電話番号等は記載のとおりである。

令和4年度は、2年毎の後期保険料改定と今回の自己負担2割区分の創設など、負担を伴う改正を控え、被保険者の混乱が想定される。また、事前に口座の登録をお願いする想定であるので、振り込み詐欺などへの対策も必要となると考えているが、より被保険者の理解を得られるよう広域連合と歩調を合わせ、制度の説明や周知に対しては丁寧に行っていきたいと考えている。

○委員長 報告が終わった。質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

(大嶋介護高齢課長説明)

エ 介護高齢課

・所管事項報告

1 高齢者慶祝事業について

○介護高齢課長 資料7ページをご覧ください。高齢者慶祝事業についてだが、2月8日(火)に実施を予定している。対象となる令和4年中に数えで101歳以上、100

歳、99歳を迎える方を訪問し、100歳を迎える方には慶祝状と記念品、それ以外の方には記念品の贈呈を予定している。

対象者は、101歳以上の長寿の方が61名、100歳の百寿の方が41名、99歳の白寿の方が58名で、合計160名である。

○委員長 報告が終わった。報告事項について質疑を行う。質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 今分かれば教えていただきたいが、去年の対象者数は。

○介護高齢課長 去年の対象者は、101歳以上の方が53名、100歳の百寿の方が34名、99歳の白寿の方が47名で、合計134名であった。

○大東委員 今年160人の方が対象になるわけだが、在宅の方がどれくらいで、施設や病院にどれくらいいるのか、わかれば内訳を教えてください。

○介護高齢課長 住所では押さえているのだが、施設や病院には出たり入ったりという方もいるので、具体的にはそれぞれ何人という把握はしていない。ただ、今年はコロナ禍ということで、当然入所している方には施設訪問できないので、まとめて施設側に預け、対応をお願いしている。在宅で伺える家庭に訪問をさせていただくというなかたちがメインになると思う。

○委員長 ほかになければ、以上で介護高齢課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について報告願う。

(齋藤健康課長説明)

オ 健康課

・所管事項報告

1 新型コロナウイルスワクチン3回目接種進捗状況について

○健康課長 新型コロナウイルスワクチン3回目接種進捗状況について、併せて資料も確認いただきたいが、国の示す接種順位に従い、12月末より医療従事者等に対して各医療機関で接種を開始した。

1月10日現在392名に先行接種が行われており、現在も引き続き実施している。

また、医療従事者と同様に接種対象となる消防署職員、薬局職員等については、前回は、基幹型医療機関で接種を行ったが、今回は、市が1月25日、27日の2日間に保健福祉センターで実施する予定となっている。

次に、高齢者施設入所者及び従事者等だが、医療機関の系列施設については、1月7日より各付属元の医療機関で接種を開始、医療機関の付属でない高齢者施設は、1月15日から1月30日までの間に市が巡回接種をする予定である。

一般接種について、本日配布したチラシは、第一陣の65歳以上の最初に接種された7か月を過ぎる方に対して、1月19日頃に発送する予定のものである。このお知らせは、案であるので、今後変更があり得ることをお含みいただきたいが、これを同封して予診票と共に送付する予定である。この他にワクチンの説明書なども入れる予定である。

現在、個別接種のできる医療機関と、集団接種ということで進めているのだが、個別接種のできる医療機関は、市内9医療機関、利根郡内9医療機関。他には、公表せず自院の受診者のみ実施予定の医療機関が市内9医療機関となる。チラシの裏面には、市内で公表しても構わないという医療機関の予約開始日だとか、予約受付時間、注意事項等を記載し

ているので、参考とされたい。

通知発送は、2回目接種後7か月を経過した方から順次発送する予定。前回同様、電話、LINEでの予約となるが、今回は65歳以上の方を先に予約を組むかたちになり、集団接種では電話予約とLINE予約と記載しているが、64歳以下はとりあえず電話予約だけを記載している。この後64歳以下が主流になってきた場合には、LINE予約も記載していく予定である。このチラシは主に65歳以上の方に送る予定のチラシである。

一般の第1回発送は、1月19日頃を予定しており、その後、集団接種は、2月19日から接種を開始する。予約は、2月8日から順次接種の早かった順にグループを作り、小分けに日にちを設定して予約をしていく予定である。前回、かなり混んでしまったので、その辺の調整を図りながら予約について示していく予定である。まだ、そちらについてははっきりしていないので、詳細は、広報2月号とホームページで予約方法や接種の日程について掲載をするので、ご覧いただきたい。

集団接種は、土曜日、日曜日の午後と平日週一回程度を予定しており、今日程について従事者の先生や看護師の調整を図っているところであるが、ほぼ日程は固まりつつある状況である。

もう一つ、前回委員会でも報告したもので、チラシにも下段に標記しているのだが、今回は、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンがほぼ半数ずつ供給され、モデルナワクチンの量が増えているため、その調整も非常に難しいので、前回ファイザーは医療機関で、モデルナを集団接種でと小分けしていたのだが、モデルナワクチンが集団接種だけでは使い切れない状況が予想されるので、医療機関にお願いして、モデルナワクチンを使える医療機関については、使っていただくようなかたちで一部変更した。

群馬県では、ワクチン選定を強制するわけではないが、下にあるようにモデルナワクチンは、50歳以上の方、ファイザーワクチンは、10代男女と20代男性にというふうに、できるだけそのような使い方をしてくださいということであるので、医療機関やいろいろなところに広報しながら、お願いをしているところである。住民にも理解いただきながら、ワクチン接種の小分けをしていきたいと考えている。

その他に、ワクチンの使用期限の問題があり、できればファイザーを若い方にとと思うのだが、使用期限の短いものが今来ている状況もあり、高齢者施設でも一部ファイザーワクチンを使うなど、量だけではなく使用期限も見つつというような状況であり、こういった大分厳しい状況が今回も見られるので、接種の計画もそれによって、変更が生じてくる可能性があるような状況ではある。

○委員長 説明が終わった。報告事項について質疑を行う。質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 一生懸命努力をしていただいていることに、まず敬意を表したい。モデルナとファイザーについては、どちらでもいいことを国が言ったので混乱していると、全国市議会議長の副会長が言ったという話を聞いていたが、今課長からの説明を聞いてみると、素人的に考えたときに、沼田市では高齢者を一番先にやったわけだから、ほとんどの人がファイザーであったわけだ。だから向いているのは、お年寄りや50歳以上にはモデルナがいいと書いてあるが、広報ぬまたには差異がないと難しく書いてあるが、どちらでも平気と書いてあるんだから、あるものを打たないとしようがないわけなので、希望を聞いていると何時になるかわからないし、そんなことをしているうちにファイザーワクチンの使

用期限が切れてしまうので、私はあまりここまで丁寧にやらなくても、mRNAで変化がないというふうに医学界が言っているわけだから、もういいのではないかと思っているのだが、後は電話の対応でできるだけ、2回打って平気な人は平気なのだから。そんなことを言ったら失礼だが。怖い人は一回も打っていないので、こだわらず打っていくという方針でやっていただきたいと思う。その辺の考えがあれば伺いたい。

○健康課長 ファイザーを使った方がよいという10代男女については、どうしても12歳以下とか、若い方々には残さなければならないので、その部分については、しっかり数を確保したい。それ以外は、委員が言われるように、よろしければモデルナワクチンでもファイザーワクチンでもというかたちに、最終的にはなっていくかと思う。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかになれば、以上で健康課を終了する。

それでは、次第（5）今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

（事務局書記説明）

（5）今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 2月9日（水）午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「よい」と呼ぶ者あり）

市民部には、事務局から確認をしてほしい。

それでは、そのような予定としたい。

以上で、健康福祉部各課の所管・調査事項報告を終わる。

休憩する。

（休憩 午後1時57分から午後2時2分まで）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは、次第（2）健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。

発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 前回、施設や事業所を回ろうと提案をしたが、今またこのコロナ禍の状況で、相手方もおそらく相当大変な状況だと思うので、難しいと思うし、こういうことであればもう今回は止めるべきかと思うので、委員会の中で勉強できるようなことを当面しなければしょうがないのかなと、撤回というか、修正をさせていただければと思う。

○委員長 大東委員。

○大東委員 前回、高柳委員から提案をいただき、今のコロナの状況から考えれば、こちらから行くことはとてもできないと思う。ただ、例えば、内田病院にしても、ハーモニーなどにしても、職員に来てもらって話をさせていただけるというのであれば、私は受けてもいいのかな、やったほうがいいのかと思う。事前に我々も何も知らないで、現場に行くよりは、事前学習ではないが、もし可能であれば、向こうから来ていただいて勉強会など

をして、落ち着いたら現地を見させていただくということにしたらいいのではないかと思  
った。

○委員長 ほかに。では、ここで事務局より説明をさせる。

○事務局書記 事務局からこの視察の件であるが、前回の経過から、今回次第の（４）調  
査事項で説明する予定であったが、折角なのでここで確認をお願いしたい。

前回の検討結果から、希望をいただいていた市内４施設について、まず、視察等可能か  
どうか、それぞれの施設に打診をさせていただいている。

打診結果だが、まず、内田病院のソナタリユースは、周辺にいろいろな施設が複合的に設  
置されているので、どこまでを範囲とするかは今後の問題となるが、ソナタリユース自体の  
施設見学は、現在も常時営業や利用はしているので可能だということである。なお、飲食  
ができるスペースなどもあるので是非食事など施設の利用も併せてしていただきたいとい  
うことであった。しかし、見学が可能でも飲食もということになると、委員会全員で行っ  
て昼食をとるといっても、そこまでは状況としては難しいのではないかと思われる。

次に、榛名町のスペースゆうは、放課後デイサービスの事業所ということから、子ども  
がいない午前中であれば可能ということであった。やはり子どもがいる時間となると、難  
しいということである。

次に、北毛清流会のハーモニーとリズムであるが、やはりコロナの状況によって可能と  
いうことであるので、こういった状況下では難しいと思われる。こちらは、午前中から子  
どもがいる施設であるので、時間調整することも難しいのではないかと思う。なお、ハー  
モニーの中丸所長には前期の民生福祉常任委員会で障害者福祉の関係で説明をいただいた  
ことがあるのだが、今回話を伺ったところ、先程ご意見もあったように希望があれば委員  
会で説明をしていただくことも可能だとの確認はさせていただいたところである。

以上、４施設の状況について確認結果である。

先程、高柳委員と大東委員から話があったように、実際に訪問するとなると、こちらも  
相当気を遣うことになるし、意見があったようにこちらに来ていただき、説明をお願いす  
ることも可能だと思われるので、そこは検討結果により、事務局で調整をさせていただき  
たいと思うので、本日、引き続き意見交換と検討をいただきたい。

○委員長 説明があったとおりだが、引き続き検討をしたい。高柳委員。

○高柳委員 とりあえず、今ある資料などをいただき、それで調査をし、その後、説明を  
受けようとか、行こうかという二段構えでよいのではないか。

○委員長 皆さん、いかがか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、そのようにしたい。

○事務局書記 それでは、この４施設については、事務局から資料提供をお願いさせてい  
ただくこととで、調整をさせていただきたいと思うので、ご承知いただきたい。

○委員長 わざわざ作ってもらうのではなく、今あるものということをお願いしたい。  
（「あるものでいいです」と発言する者あり）

○事務局書記 その辺も含んで調整をさせていただきたい。あるものはいただき、ないも  
のはホームページなどで補完させていただくようなかたちで、事務局で用意させていただ  
きたいと思う。

○委員長 それでは、事務局によろしく願います。



ほかにあるか。大東委員。

○大東委員 3回目のワクチン接種が2月から始まるということで、その予約状況など、そういったものを聞いていきたいと思う。落ち着いていればいいのだが、またこんなに拡がってきてしまっているの。

○委員長 次回、近況の情報の報告を分かる範囲でいただくという意見だが、ほかに。高柳委員。

○高柳委員 海外ではインフルエンザと一緒にあったものが出てきた。

○委員長 フルロナといったか、そんなものが出ていた。コロナに関しては、健康課から適時報告をいただいているが。事務局。

○事務局書記 コロナに関しては、特別に通告してお願いするのではなく、毎回近況や最新情報などがあれば逐一報告いただくようお願いをしている。次回も、3回目の予約も始まることであるし、オミクロンについても状況を報告いただきたいということは伝えさせていただくのでご承知いただきたい。

○委員長 事務局の説明のとおりで、よろしいか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、以上で健康福祉部所管の調査事項の検討及び意見交換を終了する。

続いて、本日は、市民部からの報告はないが、次第（3）市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。大東委員。

○大東委員 平川の小水力発電が事業開始から2年経過して、現状と予算はどうなっているのか、新年度はどうなるのかということと、改めて今後どう進めていくのかということについて、聞きたいと思っている。

○委員長 今現在の進捗状況と次年度以降の予定ということか。

○星野(妙)委員 もし写真などもあれば、ぜひ見たい。

○大東委員 まだ建物などないが。

○委員長 しばらく見に行っていないが、まだ何もないのではないか。

これについて、意見はあるか。事務局から何かあるか。

○事務局書記 例えば、実際に工事が始まるような段階になってくれば、委員会で視察をするなど、長い期間での対応をしていかなければならないことと認識している。そういった意味で、大東委員の意見のとおり、今までの進捗状況と今後のスケジュールを確認することはよいかと、事務局としても考える。

○委員長 それでは、通告して調査をすることでよいか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、通告することとする。

ほかに。桑原副委員長。

○副委員長 昨年の三峰山の盛土の件だが、まともな答えが一つもないのだけれども、もう噂では産業廃棄物だと、大体わかっているのだということだ。その辺の結果は、県で調査していますという回答ばかりであるが、まだ、そんな話では、実際はないと思う。そこを何とかならないものか。

○委員長 同じだと思う。

○副委員長 同じだと言っても、実際はわかっているはずだと思う。事務局に聞きたいが、それは言えない理由はあるのか。当局ではなくて県も。どうなのだろう。

○事務局書記 それは、何とも言えない。

○副委員長 ある人に聞いてみれば、変な話、噂の話ではなくて、実際問題、わかっているはずだし。こういうのは、なんでこれほど焦らされるのかと思って。

○高柳委員 国が静岡のやつを新しく法律を作って、強制的に何か踏み込むことができるようになったので、静岡は動いたという話は聞いている。だから、法改正されたので、産廃と断定すれば強制的な措置が執れることになっているわけなので、これまではそれがなかった。

○副委員長 産廃調査だって、実際半年もかかることはないだろう。

○高柳委員 わかってなかったから、言えなかったけど、もうわかっているのだから、どういう方法を執るんだということは聞けるのではないかと思う。ちょっとしめしが見つからない。

○副委員長 また、こうして半年も。これ、当局がどうこうとか言わないのだけでも、いい加減、その辺を、県が県がというのなら、県に聞きたいくらいの話だ。

○事務局書記 当然、詳細はわからないのだが、市がしっかりした返事ができていないということは、おそらく正式には県も発表していないということで、市は何も言える状況ではないということは、はっきり言えると思われる。

○副委員長 市の方でと言うのではないのだけれども、もう半年以上経っているのだから、もうちょっと、県の対応だって、いつまでもということにはならない。議論することもないのだけれども……。

○大東委員 では、この半年間、県は一体何をしてきたのかと。

○副委員長 そう、そういった話だ。

○事務局書記 まず言えることは、この委員会としては、当局の環境課にしか聞くことはできないので、そういった意見も環境課には直接、この委員会の場で伝えてもらうしかないかと思う。

○副委員長 そうだ。それを調査事項と言えるのかということだが、このまま放っておけばずっとだ。

○大東委員 県は何をやっていたんだ。半年間何をやってきたのかということで、一回聞いてもらったほうがよいのでは、環境課から。

○高柳委員 議会も関心がないのではないかと捉えられるよね。だから、やっぱり、状況説明くらいは、いい加減かかっているの。下の家に見れば、気が気ではないわけだ。利害関係者の方々は、やはり眠れないと思う。だから、調査ではないが、状況報告だけでもしてくれというのは。

○委員長 状況報告と付帯して、市道だって……。

○副委員長 この間の一般質問だって、そうだ。市道に関しては……。

○委員長 修復させると、言っているけれども、どういうふうになったのか、結果もまだ。それも含めて。課が違うか。

○事務局書記 そこは、農林課の林道の対応になってくるので。

○大東委員 一応受けたみたい、直すとは言ったみたいだが。

○高柳委員 直すところは、また委員会が違うから。

○大東委員 だけど、直したという話も聞いていない。

○副委員長 では、全然何もやっていないのか。

○事務局書記 まず、この委員会とすると、切り口は副委員長が言われるとおり、まず産廃かどうかということになると思う。

○副委員長 やはり、あまり待っていると、回答が出ないのはわかるのだけれども、いい加減……。

○大東委員 年を越して半年経ったから。

○高柳委員 言わないからいいやということでない。

○事務局書記 市の方も、結果としては、見えるものが出ていないのかもしれないが、いろいろと県に確認したり、調整をしたり、何らかのことはやっているはずである。

○副委員長 仮に今回県に聞いてもらって、結果がまだ県から来ていないということならば、いつ頃結果が出るのかということ、そこまで含んだ聞き方で聞いてもらいたい。

○高柳委員 あまりはっきりしないのならば、意見書を上げるなど、皆でしなければいけない。

○事務局書記 そうなれば、委員会から意見書をということで、例えば3月議会に上げ、県に提出するとか。

○高柳委員 当局も困っているのですよというのならば、県に意見書を上げることも。

○大東委員 県に議会として言わなくてはいけないから。

○高柳委員 群馬県からはごく一部だけど、沼田市にとっては重大な問題だから。

○事務局書記 市の事務については、先程の林道の問題なども出てくるが、産廃問題や熱海のような災害の視点で見たときには、県や国のレベルの問題となってくるので、今意見が出たように、そういったことを、逆に言えば委員会として調査をして、県に意見書を提出することも、当然ありえることかと思う。

○高柳委員 是非お願いしたい。

○副委員長 そこは、そういうことで。

○事務局書記 そういった意味も含めて、意見書を出すかどうかということは別として、委員会として調査をするという姿勢で、市民部に通告をするということではいかがかと思う。

○委員長 この件に関しては、事務局の確認のとおりでよいか。（「はい」と発言する者あり）

ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようなので、以上で市民部所管の調査事項の検討及び意見交換を終了する。

それでは、次第（4）調査事項に入る。

調査事項について、事務局に説明させる。

○事務局書記 調査事項ということで確認したい。

まず、先程の健康福祉部の施設視察の関係だが、再確認になるが、現状、4施設を中心に資料提供をいただき、それをもとに委員会として調査をしていき、今後の視察や管内調査につなげていくということである。

ワクチン接種の関係は、通告はせず、通常 monthly の報告として、予約状況等を含め、逐一状況の確認をさせていただきたいということ、引き続きお願いをしてきたい。

市民部の関係だが、まず一点目が平川小水力発電の現在の進捗状況と今後の予定ということで、調査案件として通告をさせていただく。もう一点、同じく環境課になるが、三峰山の投棄の問題で、産廃かどうかという問題も含め、今後この状況が進まなければ、出す

かどうかは別として、県に意見書を出すための調査というスタンスも含み、委員会として調査を重ねていきたいということで、通告をさせていただくということである。

調査事項については、以上4点の確認である。

○委員長 委員から何かあるか。よろしいか。（「はい」と発言する者あり）

それでは、そのようにするので、よろしく願いたい。

それでは、本日の議事はすべて終了となるが、事務局から連絡事項があるので、聞き取りいただきたい。

（事務局書記説明）

（7）今後の日程について

イ 今後のスケジュールについて

1月19日（金） 小金井市議会運営委員会視察（午後2時30分：第2委員会室）

2月4日（金） 議会内示（午前10時：402・403会議室）

15日（金） 令和4年第1回定例会招集告示（議案書配付）

17日（木） 議会運営委員会（午後1時30分：第2委員会室）

22日（火） 令和4年第1回定例会（午前10時開会：議場）

○委員長 事務局から説明があったが、承知おきいただきたい。

次に、（6）その他として、ほかに委員から何かあるか。（「なし」と発言する者あり）  
ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後2時27分 終了）